

●徴収事務規程の特別取扱い等の実施について

(平成25年3月29日東地企第200号検事正通達)
本庁部局長・立川支部長・管内区検察庁の長宛て

改正 平成26年12月24日東地企第672号

徴収事務規程(平成25年3月19日付け法務省刑総訓第4号大臣訓令。以下「規程」という。)第70条第1項に基づく特別取扱い等を下記のとおり定め、平成25年4月1日から実施することとしたので、その運用について遺漏のないようにされたい。

なお、平成21年4月17日付け東地企第252号当職通達「徴収事務規程の特別手続等について」は、平成25年3月31日限り廃止する。

記

1 徴収金保管簿に係る特別取扱い(規程第21条、第70条)

- (1) 東京地方検察庁本庁及び東京区検察庁(道路交通部を除く。)においては、徴収金保管簿(規程様式第15号)につき、これを序別に区分しない取扱いをする。
- (2) 立川支部、立川区検察庁及び青梅区検察庁においては、徴収金保管簿につき、これを序別に区分しない取扱いをする。

2 領収済通知書及び徴収・収納済通知書における検察官の押印等の省略(規程第22条第2項)

- (1) 徴収担当事務官が検察官に領収済通知書を提出するときは、1日ごとに取りまとめて編てつした上、検察総合情報管理システムにより作成した「集計表(領収済通知書)」を添付し、当該集計表に検察官の押印を受けることにより、各領収済通知書の検察官の押印を省略することができる。
- (2) 収入官吏(分任収入官吏を含む。以下同じ。)が検察官に徴収・収納済通知書をもって通知するときは、1日ごとに取りまとめて編てつした上、様式第1号により作成した「徴収・収納済通知書集計表」に収入官吏の記名押印をしてこれを添付し、徴収担当事務官において当該集計表に検察官の押印を受けることにより、各徴収・収納済通知書の収入官吏の記名押印及び検察官の押印を省略することができる。

3 過料の徴収不能決定の処分に係る特別取扱い(規程第40条第1項、第70条)

検察官は、規程第10条第1項の規定により裁判の執行を指揮した徴収金のうち、時効完成日を同じくする過料については、過料徴収不能決定書(様式第2号)により、時効完成日ごとにまとめて徴収不能決定の処分をすることができる。過料徴収不能決定書には、その事由を証明する資料を添付する。

様式第1号

徴収・収納済通知書集計表

月 日

区分 種別	件 数	金 額	
罰 金			
科 料			
追 徹 金			
過 料			
訴訟費用			
計			

別添徴収・収納済通知書のとおり上記金額を収納したから
通知する。

年 月 日

検察庁 収入官吏

檢察官印
微収主任印

検察事務官

同 庁 檢 察 官 殿

過 料 徵 収 不 能 決 定 書

年 月 日

検察官 検察庁 検事

下記のとおり徵収不能と決定する。

記

該当数： 件

様式第2号

(繼 続 用 紙)